

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の算定方法

I 健全化判断比率

1 **実質赤字比率** 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【算定の対象会計】 一般会計等（一般会計及び地域し尿処理施設特別会計）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【一般会計等の実質赤字額】

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

★実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

【標準財政規模】

地方公共団体が標準的な状態のときに、通常収入されるであろう市税や地方交付税等の合計額

★標準財政規模 = 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

☆標準税収入額等 = { (基準財政収入額 - 所得割における税源移譲相当額の25% - 地方消費税交付金引き上げ分の25% - 譲与税等) × 100 / 75 } + 譲与税等

2 **連結実質赤字比率** 全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率

【算定の対象会計】 全会計

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【連結実質赤字額】 : (1)と(2)の合計額が(3)と(4)の合計額を超える額

(1) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

(2) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

(3) 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

(4) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

【実質黒字額】 : 歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く）が歳出を超える場合の当該を超える額

3 **実質公債費比率** 一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【算定の対象会計】 一般会計等

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（繰上償還額）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}{\text{（3 か年平均）} \quad \text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

【準元利償還金】：(1)から(5)までの合計額

- (1) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- (2) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- (3) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (4) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- (5) 一時借入金の利子

【特定財源】

国や県からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等

4 **将来負担比率** 一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【算定の対象】 一般会計等地方債残高＋公営企業債等繰入金＋加入組合（甲府地区広域行政事務組合＋中巨摩広域事務組合＋山梨県市町村総合事務組合＋峡北広域行政事務組合＋峡北地域広域水道企業団＋山梨西部広域環境組合）の地方債残高＋退職手当＋信用保証協会

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

【将来負担額】：(1)から(10)までの合計額

- (1) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- (2) 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- (3) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- (4) 甲斐市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
- (5) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- (6) 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- (7) 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- (8) 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- (9) 連結実質赤字額
- (10) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

【将来負担額から控除されるもの】

- (1) 上記の(1)から(8)に充当することができる基金（地方自治法第241条）
- (2) 充当可能特定財源見込額
- (3) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

Ⅱ 公営企業における資金不足比率

資金不足比率 公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率

【算定の対象会計】 水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計、戸別合併処理浄化槽事業会計、農業集落排水事業特別会計及び宅地開発事業特別会計

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

1 【資金の不足額の算定方法】（法適用企業）

※ 該当会計 水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽事業会計

資金の不足額＝（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産）－ 解消可能資金不足額

2 【資金の不足額の算定方法】（法非適用企業）

※ 該当会計 農業集落排水事業特別会計及び宅地開発事業特別会計

資金の不足額＝（歳出額 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 歳入額）－ 解消可能資金不足額

3 【解消可能資金不足額の算定方法】

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

4 【事業の規模の算定方法】

(1) 法適用企業 ＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額

(2) 法非適用企業 ＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額